

令和 8 年

富士川町議会

第 4 回臨時会会議録

令和 8 年 7 月 6 日 開会

令和 8 年 7 月 6 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 8 年

富士川町議会第 4 回臨時会

令和 8 年 7 月 6 日

令和8年第4回富士川町議会臨時会

令和 8年 7月 6日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 発委第7号 富士川町議会基本条例の一部を改正する条例について
日程第 5 発議第1号 平田桃子議員に対する辞職勧告決議について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	平 田 桃 子	2番	樋 口 正 彦
3番	山 本 和 志	4番	宇田川 朱 恵
5番	深 澤 一 幸	6番	小 林 和 良
7番	秋 山 仁	8番	望 月 眞
9番	小 林 有紀子	10番	齊 藤 欽 也
11番	堀 内 春 美	12番	鮫 田 洋 平

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

5番 深 澤 一 幸 6番 小 林 和 良

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	樋 口 和 仁	会 計 管 理 者	小 林 恵
政 策 参 事	山 形 謙 一 郎	政 策 秘 書 課 長	渡 辺 成 昭
財 務 課 長	井 上 誠	管 財 課 長	望 月 奈 緒 美
税 務 課 長	依 田 文 哉	防 災 交 通 課 長	西 川 修 司
町 民 生 活 課 長	芦 澤 晶 子	福 祉 保 健 課 長	小 河 内 菜 美
子 育 て 支 援 課 長	秋 山 綾	産 業 振 興 課 長	小 林 喜 文
土 木 整 備 課 長	井 上 勝 彦	都 市 整 備 課 長	杉 田 進
上 下 水 道 課 長	齋 木 直 人	教 育 総 務 課 長	大 久 保 公 生
生 涯 学 習 課 長	齋 藤 栄 治		

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	海 野 公 哉
書 記	井 上 鮎 奈

開会 午前10時00分

○議長（鮫田洋平議長）

開会の前に議長からお知らせします。現在、クールビズ期間中であります。議場内での上着の着用は自由としますので、ご了承願います。

それでは、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第58号をもって招集されました。令和8年第4回富士川町議会臨時会に、議員ならびに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和8年第4回富士川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番深澤一幸議員及び6番小林和良議員を指名します。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

また、口頭ではありますが、6月29日に安岡議員から氏名変更が提出され、平田桃子議員に変更になりましたので、報告いたします。なお、報道機関および広報担当より議場内での撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第4 発委第7号 富士川町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番 望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

———提 案 理 由 朗 読 説 明———

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、望月眞委員長から発委第7号について、提案理由の説明が終わりました。望月眞委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから発委第7号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、発委第7号について、質疑を終わります。

望月眞委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、発委第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、発委第7号について討論を終わります。

これから発委第7号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の 声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第5 発議第1号 平田桃子議員に対する辞職勧告決議について
を議題とします。

この案件につきましては、地方自治法第117条の規定により、除斥が適用されますので、平田桃子議員の退席をお願いします。

（平田桃子議員 退場）

提出者の説明を求めます。

11番 堀内春美議員

○11番議員（堀内春美議員）

——— 辞 職 勧 告 決 議 朗 読 ———

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員自席にお戻りください。

平田桃子議員から、本件について発言をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって平田桃子議員の発言を許すことに決定しました。

平田桃子議員の入場を許します。

（平田桃子議員 入場）

平田桃子議員に発言を許します。

1 番 平田桃子議員。

○1 番議員（平田桃子議員）

まず、このような時間を許可していただいたこと、心よりお礼申し上げます。どうもありがとうございます。このたびは、私のしたことで、町民の皆様、町長、執行部の皆様、議会の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたこと、心より謝罪申し上げます。大変申し訳ございませんでした。私の不注意、不適切な言葉遣い議員として、公人としての自覚のなさ、未熟さが、このような事態を招いてしまったこと。心より深く、深く反省しております。今後につきましては、議会の判断を重く受け止め、町民の皆様に対して、信頼回復ができることが、自分に何ができるのかを責任を持って考え、判断していきたいと思っております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で平田桃子議員の発言を終わります。

平田桃子議員の退場を求めます。

（平田桃子議員 退場）

堀内春美議員演壇に移動してください。

これから、発議第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番 小林和良議員。

○6 番議員（小林和良議員）

それでは、辞職勧告決議に対する質疑をさせていただきます。本決議案は富士川町議会として、極めて重要な判断となることから、採決に先立ち、提案者に数点確認をさせていただきます。本件につきましては、私が初めてこの事案を知った6月26日の緊急議員全員協議会以降、町民の皆様からさまざまなご意見を伺うとともに、私自身も他の議会における事例や対応について、調査検討を重ね本日の採決にあたり慎重に考えてまいりました。また、本決議案は富士川町議会として、極めて重い判断を行う重要な案件であり、今後の議会運営にも影響を与える可能性があるものと、受け止めております。そのため、提案理由や判断に至った考え方を十分に理解した上で、採決に臨みたいと考えておりますので、4点ほど確認をさせていただきます。

1点ずつお伺いたします。まず1点目です。本決議案には、約4か月間の免許失効期間中の運転、SNSでの発信、議会及び町への信頼への影響など複数の理由が記載されています。その中で、提案者として、議員辞職勧告という極めて重い決議を行うべきであると判断されるのにあたり、最も重く判断された事項は何でしょうか。さまざまな事情を総合的に判断されたものと理解しておりますが、その中でも最も重視された点についてお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員、先ほど4点とおっしゃいましたが、質疑は3回になってますので、3回でお願い致します。会議規則の中で質疑に関しては、3回ということですのでよろしくお願いします。

堀内春美議員。

○11番議員（堀内春美議員）

ただいまの小林議員の質問にお答えいたします。本件は、1つの事実だけをもって判断したものではありません。4か月にわたり、運転免許が失効した状態で日常的に運転をしていたこと。まず、本人が最初になすべきことは、法令に違反したことが分かった時点で速やかに議会へ報告し、謝罪をするべきなのに警察からガストへ行き、そこで、SNSでみんなに発信したこと、それを見た町民から議会へお叱りの電話が来て、初めてわかったこと。さらに、そのSNSの内容が、議員として適切な文章とは、とても言い難い内容であったこと。さらに、その結果、新聞やテレビ等で広く報道され、町民の間に議会への不信を招いたこと。こういうことなど、一連の経過を総合的に判断いたしました。その中で、最も重く受け止めたのは、町民から負託を受けた議員として、議会及び町民との信頼関係を著しく損なったという点であります。議員は個人ではありません、公人です。いつでも、背中に富士川町議会という看板を背負っているんです。そういうことを認識し、行動、言動に気をつけなければいけないのに、その資格が欠如しているということでもあります。従って、本決議は、1つの行為のみを理由としたものではなく、一連の経過全体を踏まえた政治倫理上及び道義上の判断であります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

ありがとうございます。

それでは、2点目の質疑をさせていただきます。議員辞職勧告は、議会として、議員に辞職を求める。極めて重い政治的な意思表示であります。そのため、議長による厳重注意、本人による正式な謝罪、その他の対応についても検討されたと思います。その結果、なぜ、これらの対応では、十分でなく、辞職勧告という結論に至ったのか、その理由をお聞かせください。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員。

○11番議員（堀内春美議員）

ただいまの質問にお答えいたします。議員対応の過程では、議長による厳重注意や謝罪など、辞職勧告以外の対応についても検討いたしました。しかし、本件は議員個人の問題にとどまらず、議会全体および町政への信頼にも影響を及ぼした事案であります。このことで、町民から広く怒られました。一例を申し上げますと、自分たちはこんな議員を支持した覚えはない。こんな議員がいる議会全体の責任である議員全員が辞職して、選挙をやり直せ。そこまで私は町民に言われました。そういう怒りの電話を受けました。富士川町は、ご存知のように、4年前町長の不祥事で、富士川町、また富士川町議会の信頼は地に落ちました。新望月町長になり、同時に私も議長になり、信頼回復に向け、行政と議会が一体となり議会も一丸となり、議会改革をして信頼回復に努めてまいりました。そのかいあって、県の議長会や大きな集会で、他町の議長から富士川町議会をお手本にさ

させていただきますというありがたい言葉をかけていただけるようになったのです。4年かかって、やっとここまで回復してきた矢先、今度の一件です。再度、地に落ちました。今まで議会全体で頑張った4年間は、一体何だったのだろうと思います。今度の件で、本当に町民から多数のお叱りを受けました。このような中で、本件について、議会として、明確な意思を示さなければ、町民に対する説明責任を十分に果たすことはできないとの判断に至りました。辞職勧告は、法的拘束力を有するものではありませんが、議会としての本件を極めて重く受け止めているということを町民に示すためには、辞職勧告が相当であると結論に至りました。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。

それでは、最後の質疑になります。決議案ではですね、本人が先にSNSで発信し、その内容は議員としてふさわしくない文面であったと記載されています。そこでお伺いいたします。議員として、ふさわしくない文面と判断された根拠、あるいは判断基準について、ご説明をお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員。

○11番議員（堀内春美議員）

ただいまの質問にお答えいたします。本決議は、SNSという手段そのものを問題としているものではありません。議員が自ら情報を発信することは、良いことだと思っております。しかし、本件においては、法令違反という重大な事案であったのにもかかわらず、その発信内容が町民から見て、十分な反省や謝罪の意思が伝わるものではないとの意見が多く寄せられました。ここで、そのSNSで流した文章を朗読させていただきます。これがSNSで流した文章です。読まさせていただきます。「ねえ、アタシってなんでこんなにやらかすんだろう。皆さんには全く当てはまらない事例ですが、こんな事もこんなふう処理されたり、対処したりしましょうねという投稿にします。氏がかかりました。まずそこで「え？」ってなるよね。でも、そこ置いといてください。んで、意気揚々と警察署へ、住民票をもって本籍も変えたので、本籍載せたやつをバーンと提出。氏名変更お願いします。今は、なんだかシステムがあって、免許証を吸い込まれる機械に投入。エラー。受付の人、「ん？」「免許期限切れてるってなってるなあ。」えー、そんなことありますか？ そんなことないですよ。ちょっと機械確認しますね。あの一これ、令和8年2月25日できれています。「は？」今、車で来てますか？ですよ。無免許運転ですね。むむむむむ無免許（頭真っ白）。ちょっと受付でない、ちゃんとした警察官出てきて、事情聴取。アタシはほんとポカで免許更新をしていなかったとみなされました。だって、堂々と警察署に乗り付けてきている。自覚があったら、それやらないよね。今年は、始まってから、怒涛の日々を過ごしてきた遊佐もいった。高知も行った。選挙もあった。すべて言い訳です。はい、車を運転する者の義務ですから、更新を自分で確認することも、更新することも、猛省。その間、事故を起こさなかったというのが、せめてもの救いです。3年以下の懲役50万円以下の罰金のところ、嚴重注意でとどまりました。もちろん、この後運転したら、即アウト。警察署に車を残してとことこ歩くガストまでの道のりがこんなに遠く感じたのは初めてです。私は何でこうなんだろう。」そして、この免許証の写しですね。失効になった写しが、これもSNS

で流されているんです。議員の皆さん、この文章をお聞きになって、どう思いますか。本件は、法令違反という重大な事案であったのにもかかわらず、その発信内容が町民から見て、十分な反省や謝罪の意思が伝わるものではない、との意見が多数寄せられました。そして、追い打ちをかけるような事案が、また新たに出てきたのです。それは、議会改革の一環として、こども議会を昨年実施いたしました。それを企画した理由は、小さい時から、富士川町のことを知ってもらい、考える子どもたちを育てたいと、こども議会を開催しました。小学校5年から中学3年まで募集したところ、10人の生徒が応募し、子どもながら町への提案をしてくれました。10人がそれぞれ立派な発言をしてくれ、本当にこんなに素晴らしい子供たちが、この町にいてくれたことに感激いたしました。その時、私は議長を務めておりました。本当に涙がこぼれるほど、感激いたしました。こんなに素晴らしい子供たちがこの町に住んでいてくれる、嬉しいと思いました。この議会は、毎年開催することに議会で決まりました。今年も7月31日に、この議場で開催します。このこども議会開催について、中学校へ議員全員で説明に伺いました。私は、1年4組を担当しました。議員1人ずつが各クラスを担当して、このこども議会のPRをしたわけなんですね。平田桃子議員は3年1組を担当いたしました。その中で、許しがたい発言がありました。今はその内容は言いませんが、そのことについて、町民からまた怒られました。相手が3年生なんですね。これから、高校を選んで受験する子どもたち、これから進学勉強する子どもたちに対して、そういう不適切なことを言っているのか。議員としての自覚が本当でない、そういうふうに思いました。先ほどから申し上げるように、議員は個人ではありません。公人です。いつも、背中に富士川町議会という看板を背負っているんです。そういうことをしっかりと、自覚して、言動、行動に気をつけてもらいたいと思っています。こういうことを総合的に判断して、平田桃子議員は、議員としての自覚があまりにもなさすぎます。SNSと中学校での発言とどちらをとっても議員としての適切な対応だったとは言えないと判断いたしました。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

以上で私の質疑を終了します。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、発議第1号について質疑を終わります。

堀内春美議員ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから発議第1号について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。

○議長（鮫田洋平議長）

4番 宇田川朱恵議員。

○4 番議員（宇田川朱恵議員）

私は、原案に反対の立場から討論をさせていただきますが、この事実を私も議員の1人として、非常に重く受け止めております。更新忘れによる失効ではありますが、それでも、公人としては絶対にあってはならないことであると思いますし、また、あのSNSの取り扱いや表現についても、公人として非常に自覚が足りないと私自身も思っておりますし、議会だけではなく、富士川町全体に非常な迷惑をかけたことについて、私も遺憾に思っております。特に、議会のなり手不足の中で、町民の皆様、特に若い世代の方々への議会への信頼が失墜したことに関しましては、非常に遺憾に思っております。ですが、この決議に関しまして、感情的なことではなくて、他市町村や県の事例を私なりに調査して、1つ大きな理由から反対討論をさせていただきたいと思います。今回、私が挙げた一番の理由といたしまして、辞職勧告決議は法的拘束力のない意思表示であります。明確な基準がありません。このままでは、その時の議会の構成員の雰囲気や決定してしまったり、特定の議員に対する圧力として扱われる危険があります。現に日本の議会の中でも、そのようなことを非常に心配をして条例をつくっている議会もあります。町民の皆様から見ても、なぜ、このケースだけ辞職勧告であって、このケースは辞職勧告でないのかという説明がつかず、こちらは議会への信頼を損なう可能性もあります。なので、私はまずは辞職勧告決議を出す際の基準や、手続きの整理を行い、それから処分を決定することが必要だと考えます。よって、現時点での辞職勧告決議には賛成はできません。以上で、終わらせていただきます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に原案に賛成者の発言を許します。

8 番 望月眞議員。

○8 番議員（望月眞議員）

発議案に賛同者として、賛成の立場で討論を行います。今回の事案は、町内外において大変関心の高い事案となっております。4月に行われた町議会議員選挙は、無投票定員割れとなり、議員のなり手不足が大きく取り上げられ、多くのマスコミ報道がなされました。平田議員も、新人議員として取材を受けられた1人でした。平田議員に対する、町民の期待も大きく注目される議員であったと認識しています。それだけに、町民からのこの事案に対して、議会は何もしないのか、議会だから、許されるのか、議員だから許されるのかと、議会の対応を求める声も多くなっています。議会としてのスピーディーで、適切な対応を求められていると自覚しています。今回の事案内容を検討し、他自治体での同様の事例等を参考に、法令に基づいて適切な対応が取れるよう、急遽全員協議会を重ね、平田議員からも事案説明を受け、検討協議をしてきました。協議の場では、自ら辞職すべきか、辞職勧告をするべきだ。辞職勧告に値するか、よく検討すべきだ。あるいは、制度を捉えるべきだ、辞職勧告するまでの事案ではないなど、さまざまな意見が出ました。その結果、全会一致ではなく、議員発議として、臨時議会を開催して、議場での討議を経て、結論を出すことになりました。私は、以下の理由で、辞職勧告を行うべきだと考えています。

まず、1つ目の理由です。うっかり失効で、本人の悪意はなかった。とはいえ、公人たる議員が4か月に及び、無免許運転を繰り返していた事実は、重く受け止めなければなりません。同じような事案で、静岡県議の例があります。免許が失効しているのに気がつかず、変更手続きのため、自ら運転して警察署に行き、その場で無免許運転が発覚し、書類送検されています。静岡県議会は

その議員に対して辞職勧告を促しました。当初、受け入れず、そのまま議員活動をしていたようですが、最終的には辞職をなされたようです。また、山形県小国町議会において、本事案と同様にうっかり失効による無免許運転の事案が発覚しました。警察による書類送検も行われることもあり、町議会において、辞職勧告決議が進行しています。本案件は書類送検はされていません。しかし、無免許運転の数か月間に及ぶ行為は、これは看過できる行為ではないと私は思っております。

2つ目の理由は、無免許運転が発覚したとき、議長への報告を怠ったことです。議員も地方公務員と同様であり、不祥事が発覚したときには、議長にその旨、報告し注意と指導を受けるべきでした。もし、きちんと報告していたら、書類送検されていないこともあり、事案そのものは議長からの注意で済む案件であったかもしれません。

3つ目の理由は、不適切な SNS 発信です。無免許運転の実態を自ら拡散していると言えます。そして、その内容に事態を重く受け止め、謝罪する気持ちが表れていないと考えています。発信した相手は、特定の人たちのようですが、明らかに拡散されています。SNS の発信内容の受け取りについては、受け取り手によって感触が違うこともあると思います。また、表現の自由を侵すべきではないと捉える人もいるかもしれません。しかし、今回の発信内容に不快感を抱いた人は多いのです。議員や議会への不信や、怒りの声が寄せられていることを重く受け止めなければなりません。公人である議員の SNS 発信については、不適切な発信であると言わざるを得ません。

4つ目は、SNS 発信によりマスコミの報道対象となる事案になったことです。今回の事案が、マスコミによる取材対象となったのは、当然のことだと言えます。冒頭申しましたように、富士川町議会に対する関心が非常に高くなっているわけですが、その中での事案ですので、当然、マスコミは関心を持って取材、報道していると思います。一方で、新聞やテレビ、ニュース等で報道されたことが、議会および町のイメージダウンにつながったことも指摘しなければなりません。

5つ目は、町民の中に困惑の状況が広がっていることです。町の議会も大変困惑しています。この状況を早急に収め、落ち着いた町を取り戻すことが、今の議会の使命になると認識しています。

今回の事案は、議員個人の不祥事であり、地方自治法第134条、第135条の規定により、議会として懲罰委員会を設置し、事案内容を検討し、懲罰を与えることはできません。議会としてできることは厳重注意、または辞職勧告です。今回の事案は、辞職勧告に値する事案と言わざるを得ません。

以上の理由で、私は、辞職勧告の発議案に賛成いたします。これまで、地方議会においては、辞職勧告を受けた議員でも、議員活動を継続している事例の方が多というデータもあります。議員の進退は、議員自身が決めることだと思います。平田議員には、辞職勧告決議案が提出されたことを真摯に受け止め、しっかりとした判断をしてほしいと思います。なお、議会としても、今回の事案を重く受け止め、再発防止のための取り組みを行っています。まずできることからしようということで、全員協議会終了後、免許証の確認を行い議長にコピーを提出しました。倫理規定を高めていくために、富士川町議会基本条例の一部改正を議会改革特別委員会として発委しました。議員による SNS 発信については、今後、全議員で構成する議会改革特別委員会で検討し、ガイドラインを作成していく予定です。今回の事案は、スピーディで適切な対応が私たちに求められています。今、ここで適切な対応を取ることが、私は議会としての最大の使命だと考えています。以上、議会としての決意も付け加え、発議案に対する賛成討論を終えます。議員各位の賢明なご判断をお願いいた

します。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに討論ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、発議第1号について討論を終わります。

これから発議第1号について採決します。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立：堀内議員、齊藤議員、小林（有）議員、望月議員、秋山議員、小林（和）議員、深澤議員、山本議員、樋口議員、起立9名）

起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

着席願います。

平田桃子議員の入場を許可します。

（平田桃子議員 入場）

平田桃子議員にお知らせします。先ほど、平田桃子議員に対する辞職勧告決議は可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議を閉じます。

閉会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日の臨時会では、本件について、慎重かつ多角的な審議を重ねた上、議会としての結論をお示しいたしました。今回の事案は、議会に対する町民の皆様からの信頼を大きく損なうものであり、議長として、極めて重く受け止めております。議会は、町民の皆様の負託を受け、その信頼の上に成り立つ存在です。その信頼を損なうような事案が生じたことを真摯に受け止め、今後は、議員一人一人が自らを律し、再発防止と信頼回復に向けて、全力で取り組んでまいります。改めまして、町民の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを議会を代表して、心より深くお詫び申し上げます。

皆様にはお忙しいところ、大変ご苦勞様でした。令和8年第4回富士川町議会臨時会を閉会します。起立願います。相互に礼。ご苦勞様でした。

閉会 午前10時50分